

檜原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 昨年度の人件費率
元年度	2,136 人	3,602,574 千円	109,778 千円	475,812 千円	13.2 %	13.6 %

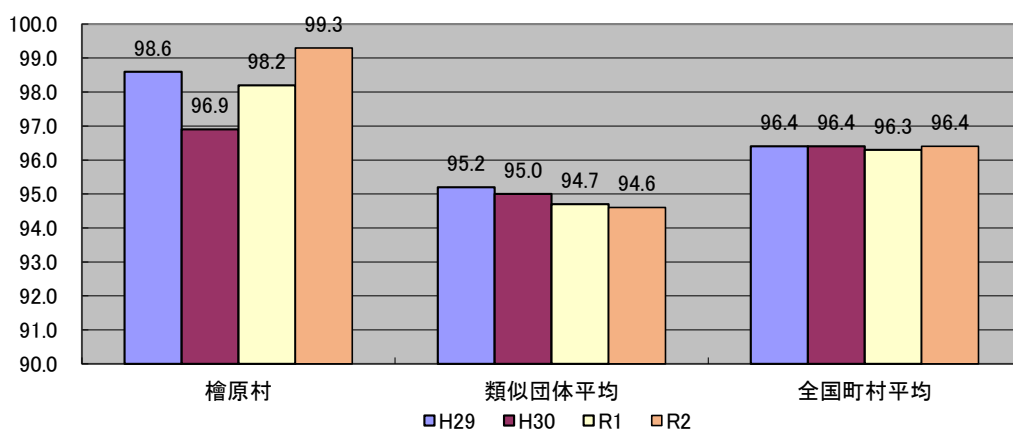
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
元年度	44	142,144 千円	42,702 千円	72,123 千円	256,969 千円	5,840 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレスの状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給与表の見直し

実施・未実施

実施内容

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給補償)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給割合の変更なし

③その他手当

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
檜原村	40.8 歳	282,570 円	338,711 円	315,080 円
東京都	41.8 歳	314,885 円	457,097 円	396,487 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	41.8 歳	277,700 円	361,335 円	296,035 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
檜原村	58.5 歳	2 人	271,600 円	307,895 円	286,413 円
東京都	50.3 歳	1,341 人	291,521 円	397,001 円	360,751 円
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	— 円	328,862 円
類似団体	47.8 歳	2 人	254,251 円	277,853 円	268,137 円

(注)1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分		檜原村	東京都	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	168,500 円	183,700 円	186,700 円
	高校卒	145,600 円	145,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	143,000 円	143,000 円	147,900 円

(3)経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		大学卒	240,600 円	286,000 円
一般行政職	高校卒	213,800 円	249,700 円	290,700 円
技能労務職	高校卒	199,300 円	228,600 円	261,300 円

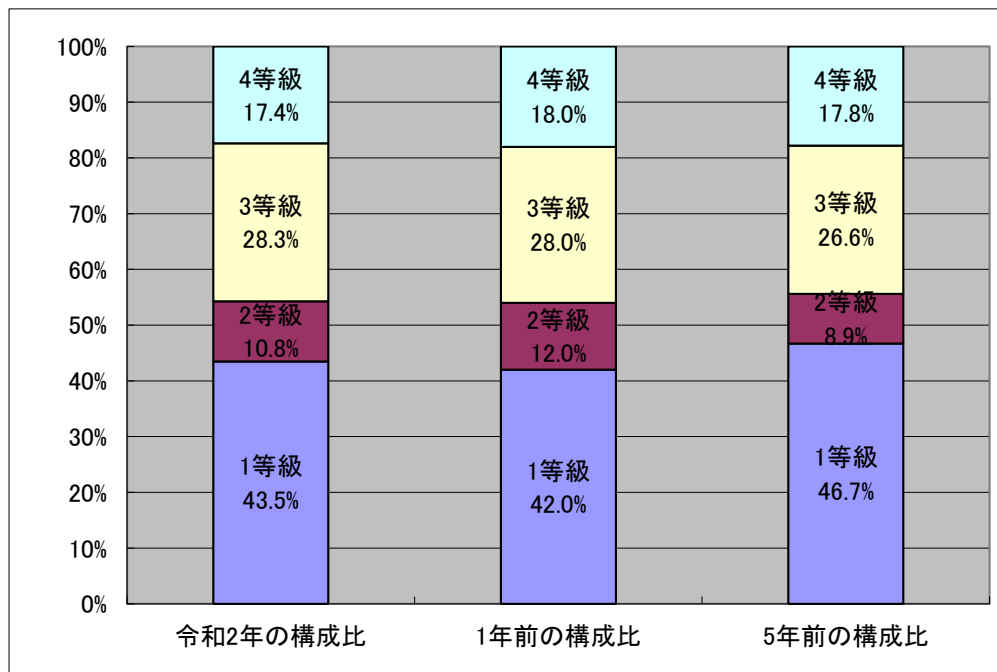
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
4等級	課長・主幹	8人	17.4%	284,000円	455,000円
3等級	課長補佐・係長・主査	13人	28.3%	224,800円	415,100円
2等級	主任	5人	10.8%	199,100円	362,500円
1等級	主事・主事補	20人	43.5%	141,300円	324,300円

(注)1 檜原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注)2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和元年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○		○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/	○	/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和元年度支給割合)

檜原村	東京都	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,652 千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,892 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 期末勤勉手当への人事評価の活用状況

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成功率	支給可能な成績率	支給実績がある成功率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○		○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

檜原村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	23.50 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	31.50 月分	31.50 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	45.00 月分	45.00 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置2~45%加算)		
一人当たり平均支給額	0 千円	19,958 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	19,488 千円		
支給職員1人当たり平均支給額(平成30年度決算)	299,815 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	7.5 %	65 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	854 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	14,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	93.8 %	
手当の種類(手当数)	27	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
へい獣処理手当	へい獣処理作業に従事する職員	1回 500 円
伝染病防疫手当	患家消毒及び家畜伝染病防疫作業等に従事する職員	1回 500 円
行路死病人取扱手当	行路死病人又は変死人等の取扱作業に従事する職員	1回 1,000 円
災害出動手当	災害対策本部設置条例に伴い出動した職員	1回 1,900 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	11,243 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	208 千円
支給実績(平成30年度決算)	9,589 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	191 千円

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者(3級職以下) 10,000 円	異	10,000 円	4,897 千円	153,031 円
	配偶者(4級職) 8,000 円	異	10,000 円		
	子 各7,500 円	異	各8,000 円		
	父母等 各6,000 円	異	各6,500 円		
	満16歳~22歳の子への加算 各4,000 円	異	各5,000 円		
住居手当	賃貸住宅(年度末において34歳未満) 15,000 円	異	賃貸住宅のみ支給限度額 27,000 円	705 千円	176,250 円
通勤手当	交通機関利用者 : 定期券相当額	異	距離区分・単価	6,344 千円	109,383 円
	交通用具利用者 : 通勤距離に応じて支給				
管理職手当	一定額を加算	異	一定額を加算した単価	9,240 千円	924,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和元年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	677,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 350,000 円
	副村長	595,000 円	705,000 円 / 461,000 円
報酬	議長	325,000 円	360,000 円 / 205,000 円
	副議長	279,000 円	320,000 円 / 175,000 円
	議員	261,000 円	300,000 円 / 155,000 円
期末手当	村長	(令和元年度支給割合) 4.65 月分	
	副村長		
	議長	(令和元年度支給割合) 3.50 月分	
	副議長 議員		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	村長	67.7万円 × 在職年数 × 400/100	11,424,000 任期毎
	副村長	59.5万円 × 在職年数 × 300/100	7,524,000 任期毎
	備考		

(注) 1退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

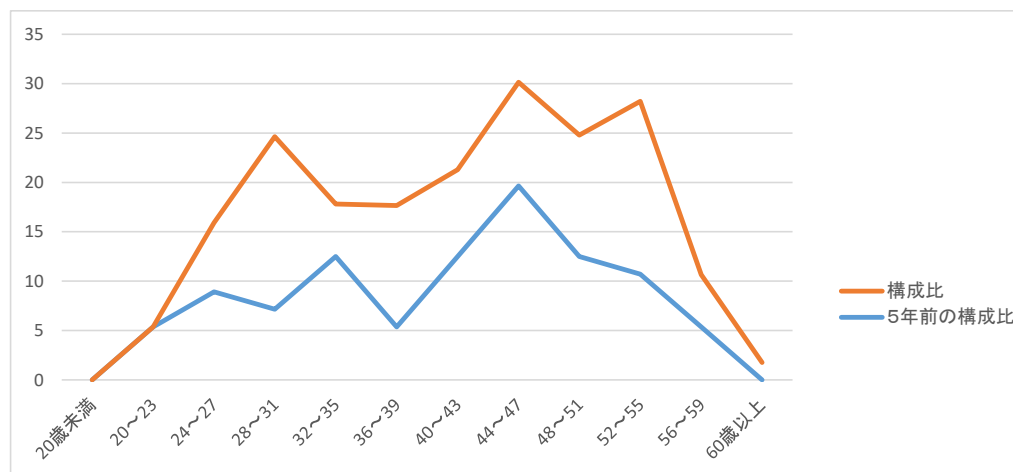
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員
		総務	11	11	0	
		税務	4	4	0	
		民生	6	6	0	
		衛生	2	2	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	3	2	△ 1	
	土木	3	3	0		
		計	38	37	△ 1	
	教育部門	6	6	0		
	小計	44	43	△ 1		
会計部門 公営企業等	水道	2	2	0	欠員	
	下水道	2	1	△ 1		
	病院	8	8	0		
	その他	5	5	0		
	小計	17	16	△ 1		
合計		61 [73]	59 [73]	△ 2 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	0人	4人	10人	3人	7人	5人	6人	7人	10人	3人	2人	58人

(3)職員数の推移

年度 部門	27	28	29	30	1	2	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	36	38	37	38	39	37	1 (8.6%)
教育	6	6	6	6	6	6	0 (14.3%)
普通会計	42	44	43	44	45	43	1 (4.8%)
公営企業等会計	15	16	17	17	17	17	2 (0.0%)
総合計	57	60	60	61	61	59	2 (3.4%)

お問合せ先 檜原村 総務課 総務係
東京都西多摩郡檜原村467-1
電話 042-598-1011(代表)